

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和元年7月11日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和元年5月30日（木）午後4時50分頃、周南市周陽3丁目の市道大迫田代々木線において、周陽中学校屋外運動場で部活動をしていた生徒の蹴ったサッカーボールが防球ネットを越え、走行していた車両に当たり、車両の一部を破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥32,130-

2 専決処分の年月日

令和元年7月4日